			三　［略］
			四　［略］
騒音・振動関係公害防止管理者	［略］	一　［略］	［略］
		二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］
		三　［略］	［略］
		四　［略］	［略］
特定粉じん関係公害防止管理者及び一般粉じん関係公害防止管理者	［略］	一　［略］	［略］
		二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］
		三　［略］	［略］
		四　［略］	［略］
ダイオキシン類関係公害防止管理者	［略］	一　［略］	［略］
		二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校	［略］

			三　［略］
			四　［略］
騒音・振動関係公害防止管理者	［略］	一　［略］	［略］
		二　学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］
		三　［略］	［略］
		四　［略］	［略］
特定粉じん関係公害防止管理者及び一般粉じん関係公害防止管理者	［略］	一　［略］	［略］
		二　学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］
		三　［略］	［略］
		四　［略］	［略］
ダイオキシン類関係公害防止管理者	［略］	一　［略］	［略］
		二　学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは	［略］